

みどり子育て移住支援金

交付額

最大530万円

世帯に**100万円**

*子ども1人あたり+100万円
(上限3人)

*東町居住で+100万円

*大間々町北部(※)居住で+50万円
(※上神梅・下神梅・塩原・塩沢・浅原・小平・長尾根)

*ちえのみ保育園へ通園・あずま小中学校
へ通学の子ども1人あたり+10万円
(上限3人)

対象

市独自制度

◎みどり市転入前

- *18歳未満の子どもが1人以上いる子育て世帯
- *直近10年間のうち、通算5年以上県外に居住していた世帯
- *転入直前1年間連続して県外に居住していた世帯

◎みどり市転入後

- *令和7年7月1日以降に転入した世帯
- *県内企業に就職またはみどり市内で起業した世帯

裏面のフローチャート
で補助対象になるかを確認
することができます。



【問い合わせ】

みどり市地域創生課

〒379-2395

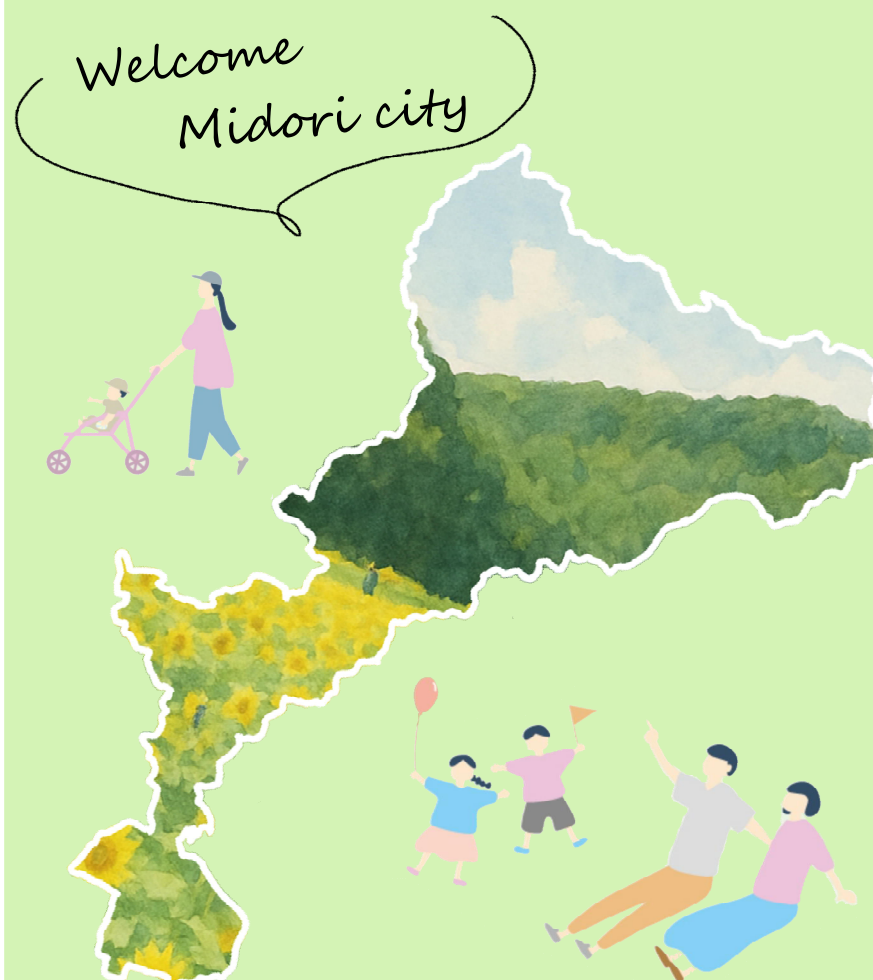
みどり市笠懸町鹿2952番地

TEL.0277-46-9067

E-mail.chiiki-s@city.midori.gunma.jp



市HP



みどり市移住支援金

交付額

最大400万円

単身者に**60万円**

世帯に**100万円**

*子ども1人あたり+100万円
(上限3人)

対象

◎みどり市転入前

- *直近10年間のうち、通算5年以上東京23区に居住していたまたは東京圏に居住しながら東京23区内の企業に勤めていた
- *転入直前1年間連続して東京23区に居住または東京圏に居住しながら東京23区内の企業に勤めていた
- *上記2点を満たす単身者または世帯

◎みどり市転入後

*地域の担い手要件のどれかに当てはまる方

①就職

(都道府県の開設するマッチングサイト掲載企業)

②起業(群馬県の起業支援の交付決定)

③テレワーク

(転入前の企業にリモートで継続勤務)

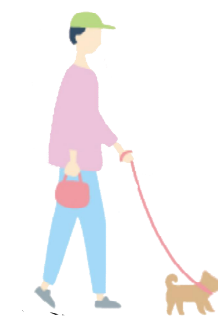
④就職[専門人材]

(内閣府が実施する専門人材事業を利用)

⑤関係人口

(みどり市のふるさと思いやり寄附者でふるさと応援団に所属している方)

「みどり市移住支援金」に
当てはまらない場合でも、
「みどり子育て移住支援金」
に該当になる場合があります。



移住支援金申し込み確認用フローチャート

Start!

日本国籍である

以下のどれかに該当する

- ①永住者 ②日本人の配偶者
- ③永住者の配偶者 ④定住者 ⑤特別永住者

いいえ

はい

はい

みどり市転入前
東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に住んでいた

みどり市への転入日が
1年以内である

18歳未満の子がいる

いいえ

いいえ

はい

いいえ

はい

はい

みどり市転入前についての要件（3つ全て満たす）

☒ 転入日は令和7年7月1日以降

☒ 転入前の10年間のうち通算5年間群馬県外（佐野・足利・日光を除く）に居住

☒ 転入直前の1年間連続して群馬県外（佐野・足利・日光を除く）に居住

いいえ

はい

みどり市転入後についての要件（どちらかを満たす）

☒ 就職
群馬県内または佐野・足利・日光に事務所を有する事業所に就職

☒ 起業
みどり市内で起業

いいえ

はい

みどり市転入前についての要件（①～③のうち、1つを満たす）

☒ ①転入前10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住

☒ ②転入前10年間のうち、通算5年以上東京圏に在住し23区に通勤

☒ ③転入前10年間のうち、①+②を合算した期間が5年以上

いいえ

はい

みどり市転入後についての要件（①～⑤のうち、どれかを満たす）

☒ ①就業
マッチングサイト掲載企業に就職

☒ ②起業
群馬県起業支援金の交付決定

☒ ③テレワーク
移住前の仕事をリモートで継続

いいえ

☒ ④就業（専門人材）
内閣府が実施する専門人材事業を利用

☒ ⑤関係人口
ふるさと思いやり寄附金寄附者および、ふるさと応援団の方向け

はい

みどり市に5年以上居住の意思がある

いいえ

いいえ

はい

はい

みどり子育て移住支援金の対象になる可能性があります。
地域創生課までお問い合わせください。

みどり市移住支援金の対象となる可能性があります。
地域創生課までお問い合わせください。



みどモス

対象になりません

対象になりません